

# 平成25年度中山間地域等直接支払制度のポイント 【集落連携促進加算】

平成25年度より、中山間地域等直接支払制度の実施集落が、未実施集落等と連携して当該地域の活性化を担う人材の確保等に向けた取組を行う場合に、交付額が加算されます。



## <要件>

### ① 未実施集落との連携による集落協定の締結（協定の変更）

本制度の実施集落が、本制度に取り組んでいない一団の農用地（1ha以上）を新たにに取り込み、おおむね50戸以上となる集落協定を締結（協定の変更）します。

### ② 地域の活性化を担う人材の受入活動・体制整備（共同取組活動）

将来、農業や地域活動の担い手になってもらう方を、集落外から呼び込むための受入活動・体制整備を行います。

## 新たに集落協定を締結（協定の変更）



- ・ 加算対象農用地：協定変更後の交付対象農用地面積
- ・ 加算単価：2,000円/10a
- ・ 交付上限額：100万円
- ・ 交付期間：1年間